第１回館山市議会定例会会議録

（第３号）

1　昭和６２年３月１１日（水曜日）午前１０時

1　館山市役所議場

1　出席議員　２３名

１番　神田　守隆	２番　田沢　勝信
３番　山中金治郎	４番　小宮　利夫
５番　横溝　　功	６番　生稲　　陞
７番　榎本　春光	８番　日下　君敏
９番　福原　　勤	１０番　川名　正二
１１番　飯田　義男	１２番　石井　　謀
１３番　石井　昌治	１４番　伊藤幸太郎
１５番　渡辺　昭夫	１６番　松下　正己
１７番　近藤　好雄	１９番　黒川　平治
２１番　吉田勇治郎	２４番　流山源次郎
２５番　五十嵐　昇	２６番　石井　　正
２７番　安西　益男	

1　欠席議員　　３名

２０番　石井　武敏	２２番　林　　豊
２３番　伊賀　多朗	

1　出席説明員

市　　長　半澤　良一	助　　役　小倉　澄男
収　入　役　山田　俊康	市長公室長　斉藤　武男
総務　部長　飯野　芳郎	民生　部長　渡辺　　弘
経済　部長　安西　良一	水道　課長　石井　敏夫
教育委員会教育長　福原　　修	

1　出席事務局職員

第１号に同じ

1　議事日程（第３号）

昭和６２年３月１１日午前１０時開議

議案第　８　号　館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　９　号　館山市畑地区に係る公共的施設の総合整備計

日程第１		画を定めることについて
	議案第１０号	館山市保育所条例の制定について
	議案第１１号	館山市保育所入所措置条例の制定について
	議案第１２号	館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第１３号	館山市災害住宅復旧資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第１４号	館山市山本農道災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
	議案第１５号	市道路線の変更及び認定について
日程第２	議案第１６号	昭和６１年度館山市一般会計補正予算（第８号）
	議案第１７号	昭和６１年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	昭和６１年度館山市老人保健特別会計補正予算（第２号）
日程第３	請願第　１　号	大型間接税の導入に反対する請願書
	請願第　２　号	売上税（大型間接税）導入に反対しマル優存続をもとめる請願書
日程第４	陳情第　１　号	館山市における文化ホール建設促進に関する陳情書
日程第５	陳情第　２　号	国民の食糧を守り、農業再建を求める陳情書

開　　議　午前１０時０４分

◎副議長（黒川平治君）　本日の出席議員数２３名、これより第１回市議会定例会第３日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎副議長（黒川平治君）　日程第１、議案第８号乃至議案第１５号の各

議案を一括して議題といたします。

質疑応答

◎副議長（黒川平治君）　これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

◎１番（神田守隆君）　議案第８号館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

館山市畜産奨励委員会の委員中、酪農関係者、知識経験者２４人以内との現行の内容を半分の１２人以内にする、また、館山市農政審議会の委員中、生産者団体関係者１０人を３人にするなど、定数を大幅に減らす提案でございます。

農業は、現在新たな減反政策のもとで、大変に難しい時期を迎えているかと思います。館山農業はどうあるべきか、文字どおり真剣な検討を進めなければ生き残れないという大変厳しい時期であります。こうした中で、今回の農業に係る審議会の定数を大幅に削減するわけで、これでは農業の振興に逆行することにならないのかと危惧を感じるところであります。提案の理由を読みますと簡素合理化を理由としているわけでありますが、簡素合理化を理由とした単なる定数削減では理解できません。この定数削減の理由について詳しく御説明をいただきたいと思うのであります。

議案第９号館山市畑地区に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてお尋ねいたします。

昨年、６月の市議会で都市計画税が辺地に課せられているのは不合理ではないかと市の姿勢をただしましたが、今回畑地区の道路、消防施設、通学用バス等を整備するとの施策が提案されてきたことについては評価するものであります。

そこで、この地区への都市計画税の課税については、都市計画税の性格からして本来免税とすべきと思うのでありますが、実際この地区の都市計画税相当額は幾らになっておるのかお聞かせをいただきたいと思い

ます。

次に、議案第１２号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改定案では、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合は２万円以下の過料を科するというものでありますが、一昨日の御答弁によりますと、被保険者証の返還を求めるのは、１、納税相談に応じないこと、２、長期間にわたる滞納があること、３、故意に納税されないこと、など３つの条件が示されました。国民健康保険税が納税されない場合は差し押さえなどの処分もあろうかと思うのでありますが、この条例によって差し押さえとあわせて過料を科すというふうに理解するものであるのか、この辺について御説明をいただきたいと思います。

以上、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　お答えをいたします。

議案第８号館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員定数を削減する理由についての御質問でございますが、委員定数の削減につきましては、昭和６０年１２月に館山市行政改革懇談会を経まして委員の減員を計画いたしたわけでございます。その後、各会長などと検討、相談を行い、畜産奨励委員につきましては定数２５名以内を１３名以内に、農政審議会委員につきましては、定数２０名を１２名に改正しようとするものでございます。

なお、農政審議会委員のうち、生産者団体の定数を３名に減じたわけでございますが、農業団体関係者も４名おりますので、特に運営に支障がないものと考えております。

第９号、畑地区の――今回辺地指定を行うわけでございますが、その対象地域の都市計画税は幾らかという御質問でございますが、昭和６１年度におきまして約４６万７０００円でございます。

次に、議案第１２号国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての過料についてでございますが、地方税法第７２８条第７項の規定により、国民健康保険税の滞納処分につきましては国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされているわけでございます。一方、今

回改正する条例案の過料につきましては、国民健康保険法第１２７条に基づき市条例に規定し処分するものでございますので、それぞれ別々に行うことができるものでございます。

◎１番（神田守隆君）　議案第９号ですが、４６万７０００円という具体的な金額が示されたわけですが、畑地区の都市計画税については都市計画税の本来の性格から考えた場合に、これが辺地に係るということは大変常識的に考えて理解できない問題です。いろいろ法制度それぞれの趣旨がありますから、単純に議論ができない問題もあろうかと思うんですが、現に都市計画税の中では農地の一部については免税措置をしておるとか、例外規定もあるわけですから、そういう規定を適用するというようなことも考えられないのかどうかと思うんですが、これについては御検討いただきたいと思うんです。この点についてどうか。

それから、第１２号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の関係ですが、両方どちらでもできるというようなお話ですから、それはそれとして説明はわかりました。

保険証の返還を求めることについてですが、一昨日３つの条件が示されたわけです。昨年９月の市議会で御答弁いただきましたけれども、国民健康保険税の不納欠損処分のうち、その理由は何かということについて、６１％は生活困窮によるものだ、あるいは居所不明が２３％、さらに無財産だというのが１４％というような御説明をいただいたと思うんですが、国民健康保険税の滞納状況の内実は非常に生活困窮が大きなウェートを占めているというのも事実だろうと思うんです。こうした中で保険証の返還ということで、取り上げですね、これについてはそういう生活困窮の場合にも適用とするというようなことがあり得るのか、これは極めて人道上の問題に係わる非常に重要な問題だろうと思いますので、この辺はどう考えておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

◎総務部長（飯野芳郎君）　第１点目の都市計画税の問題でございますけれども、御承知のとおり当市では都市計画税は農振地域を除きまして全地域に課税をしているわけでございますけれども、今後、畑地区が辺地に指定された場合は現行どおり都市計画税を課税していくのかどうか、これは国とか県の見解を聞きながら慎重に検討してまいりたいというふ

うに考えております。

◎民生部長（渡辺　弘君）　被保険者証の取り上げにつきましての御質問でございますけれども、一昨日お答えいたしましたように被保険者証の返還につきましてはいたずらに措置を求めるものではございませんで、慎重かつ適切に行っていかなければならないと考えております。

それで、具体的な措置の方法といたしましては、督促状または催告状、またそれに続く納税相談ですとか、納税指導に一向に応じない、また連絡もない――これは一昨日御答弁したものでございますが、そのほかに納税相談、指導の結果、所得ですとか資産を勘案して十分負担能力があると認められる場合、さらには納税相談、納税指導におきまして取り決めました保険税の納付の方法、これは分割納付等を意味するわけでございますが、また計画納付等もあろうかと思いますけれども、それらにつきまして誠意をもって履行しようとしない場合、また滞納処分を行おうとした場合に意図的に差し押さえ財産の名義の変更をするとか滞納処分を免れようとする行為があった場合、そのような場合をとらえて返還を求めていく考えでございます。

以上でございます。

◎１番（神田守隆君）　終わります。

◎副議長（黒川平治君）　以上で１番議員君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりますが、通告しない議員で御質疑ございませんか。

◎３番（山中金治郎君）　議案第１０号の保育所条例について１点質問いたします。これによりますと――このほかに長時間保育だとか休日保育が必要なことがあるんじゃないかと思いますが、それに対する処置はどう考えておるのかということ。

１１号の保育所の入所措置条例、これが大分厳しいように思いますけれども、措置を決定した場合にこれに該当する人が何割ぐらいいるのか。おそらく最後の７の「市長が認める前各号に類する状態にあること」ということで補うかと思いますが、その辺を２点お聞かせ願いたいと思います。

◎民生部長（渡辺　弘君）　お答えいたします。

まず、第１点の長時間保育のことでございますけれども、保育所条例の第４条に保育時間がございます。午前８時から午後４時までということになっておりますけれども、現在行っておりますのは実質的に７時半から６時まで――特にこの条例の中で「市長が必要があると認めるときは、変更することができる」、この規定を適用いたしまして実質的に行っております。

それから、第２点目の入所措置基準でございますけれども、厚生省から県を通じて流れてまいりました準則に基づいて取り決めておりますけれども、保育に欠ける子供の入所基準を定めておるのでございまして、６２年３月１日現在の園児数を見ますと６１０名となっております。

以上でございます。

◎３番（山中金治郎君）　終わります。

◎副議長（黒川平治君）　他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託

◎副議長（黒川平治君）　ただいま議題となっております議案第８号乃至議案第１５号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

議案の上程

◎副議長（黒川平治君）　日程第２、議案第１６号乃至議案第１８号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

◎副議長（黒川平治君）　これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

◎１番（神田守隆君）　一般会計の補正予算についてお尋ねをいたします。

私の質問は、この議案説明資料に沿って行います。

まず、第１点は、昭和６１年度の決算の見込みについてどのように考えているのか御説明をいただきたいと思います。

次に、１９ﾍﾟｰｼﾞ民生費の中に社会福祉振興基金助成金１６７４万円が計上されております。「地域福祉活動のため館山市社会福祉協議会へ助成する」ということでありますが、今回、１６７４万円を助成した理由と基金の残高はどうなるのか御説明をいただきたいと思います。

次に、２１ﾍﾟｰｼﾞ県道改良工事負担金としまして７３９万４０００円の減額の補正がされているわけであります。この内容で、市の負担率がそれぞれ５分の２、５分の１、６分の１ということで出されておりますが、県道の工事費については本来県が全額責任を負うべき筋のものだろうかと思うわけでありますが、市町村の負担率を設定されているのですが、この負担率についてはどのような基準で設定をされておるのか、この辺についての御説明をいただきたいと思うのであります。

次に、２２ﾍﾟｰｼﾞ真倉の市営住宅用地購入費６４８４万２０００円についてでありますが、公営住宅の住宅使用料は年々高くなって社会問題化していると思うわけであります。その要因に用地購入費が住宅使用料積算の中にくり込まれているというような問題点があるわけであります。今回、この用地購入費については真倉市営住宅の住宅使用料の積算に算入されるのかどうなのか。

また、真倉市営住宅の使用料の見込みがありましたらお示しをいただきたいと思います。

次に、２３ﾍﾟｰｼﾞ館山駅西口地区土地区画整理事業として１億３５２０万円、市街地整備用地等を購入するということで計上されているわけであります。この内容について御説明をいただきたいと思うのであります。

また、西口土地区画整理事業の進捗状況がどうなっておるのか、御説明をお願いしたいと思います。

２４ﾍﾟｰｼﾞ、教育費で小、中学校備品購入費ということで１５６万円の減額の補正がされております。理科教育設備費として「国庫補助対象として採択されなかったことによる減」とされておるわけでありますが、教育施設の整備拡充は極めて優先度の高い事業でなければならないと思い

ます。今回、国庫補助対象として採択されなかった理由は何なのか、また、そのことによる教育に対する影響の点について問題はなかったのかどうか、この辺についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、同じページの諸支出金・土地開発基金費５４２４万７０００円でありますが、土地開発基金に５４２４万７０００円を繰り出したその理由について御説明をいただきたいと思います。

また、この結果、この基金の残高は幾らになるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

以上、御答弁によりまして再質問させていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　お答えをいたします。

第１点、昭和６１年度の決算見込みについてでございますが、歳入につきましては市税収入の動向、歳出につきましては執行状況等、かなり流動的でございますが、歳入総額はおよそ９９億９０００万円、歳出総額はおよそ９８億円、歳入歳出差し引き１億９０００万円程度と見込んでおります。

次に、第２点、社会福祉振興基金助成金についてでございますが、昭和６１年１月２６日から昭和６２年１月２５日までの１年間に基金造成に係る寄附金として市及び市社会福祉協議会に寄せられました金額は１００８万１５９３円でございました。この寄附金と同額の１００８万１５９３円に市が受け入れておりました寄附金６６５万７８６０円を加えまして１６７４万円としたものでございます。

なお、この助成により基金の額は４２５３万８７４３円となります。

次に、第３点、県道改良工事負担金についてでございますが、千葉県は近県に比較して道路延長が長く整備が遅れておりますので市町村と協力して整備を進めている現状と伺っております。負担率につきましての根拠はございませんが、地方財政法第２７条により各市町村に負担をお願いしているということでございます。

なお、負担率につきましては、順次軽減されております。

次に、真倉市営住宅用地についてでございますが、この用地はすでに昭和５９年土地開発基金で購入したものでございまして、住宅建設にあ

たって行政財産にするものでございます。したがいまして、住宅使用料の算出には含まれておりません。

なお、真倉住宅の家賃については、まだ積算はしておりません。

次に、第５点、館山駅西口地区土地区画整理事業についてでございますが、館山駅西口地区につきましては、いままで事業実施に向け各町内会の権利者による全体会議、戸別訪問等を行ってまいりましたが、賛否の態度不明者の多かった六軒町第７町内会の権利者に対し３回目の戸別訪問を昨年１０月、１１月の両月にわたり実施し、１２月２１日に報告会を兼ねて全体会議を行いました。これにより大方の権利者の同意が得られる見通しがたちましたので、次の段階でございます建設省との基本計画協議、事業施行地区の都市計画決定を行う予定でございます。

このため、減歩率緩和のために５９年から６１年にかけ館山市開発公社にて先行取得してあるもののうち、土地５筆、合計１８９１．４１㎡及び建物３棟、延べ２７９．４６㎡を市が買収しようとするものでございます。この建物につきましては、事業着手後、現地事務所及び家屋移転をする権利者のための仮住居として使用しようとするものでございます。

第６点、理科教育設備費の減額補正につきましては、従来より国の理科教育等設備整備補助事業により教材備品等を整備し理科教育の振興を図っているところでございますが、本年度におきましては備品教材等充足率の低い市町村が優先され、本市が補助対象として採択されなかったため、歳入歳出の減額補正を計上いたしたものでございます。これにより理科教育に大きな支障はないものと考えております。

次に、第７点、土地開発基金繰出金の内容についての御質問でございますが、６１年度に１２７号バイパス用地の代替地として売り払いした普通財産２件の代金４６１９万余円及び土地開発基金が真倉市営住宅用地として一般会計へ売却する際の取得時からの利子相当分８０５万余円について土地開発基金に繰り出し、基金の充実を図ろうとするものでございます。

なお、開発基金の残高は４億７０００万円でございます。

◎１番（神田守隆君）　終わります。

◎副議長（黒川平治君）　以上で１番議員君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託

◎副議長（黒川平治君）　ただいま議題となっております議案第１６号乃至議案第１８号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

請願書の上程

◎副議長（黒川平治君）　日程第３、請願第１号大型間接税の導入に反対する請願書及び請願第２号売上税（大型間接税）導入に反対しマル優存続をもとめる請願書を一括して議題といたします。

請願書の朗読を願います。

（書記朗読）

◎副議長（黒川平治君）　朗読は終わりました。

請願書の趣旨説明

◎副議長（黒川平治君）　次に、請願趣旨について紹介議員の説明を求めます。

（１番議員神田守隆君登壇）

◎１番（神田守隆君）　請願第１号大型間接税の導入に反対する請願書及び請願第２号売上税（大型間接税）導入に反対しマル優存続をもとめる請願書、この２つの請願書につきまして御紹介をいたします。

売上税は大型間接税ではないので公約違反ではないと中曽根首相は盛んに言い訳をしています。衆議院予算委員会での自民党議員とのやりとりで売上税は大型ではなく中型との珍説まで披瀝しました。ところが、後で「何を根拠に中型と言ったのか」と新聞記者に聞かれて、「あれはある政治評論家が言ったことについて感想を述べたまでだ」と弁解し、さらに「これからも中型と言うのか」と聞かれて、「いやいや言わない」

と逃げていることが報道されています。売上税は中型間接税という主張がどんなに無責任な主張であるかよく示しています。言い逃れしようとしている姿が全くこっけいでさえあります。

国民が反対する大型間接税はやらないと公約した以上、売上税が大型間接税かどうか判断を下すのは中曽根首相ではなく国民自身であります。3月8日にはこの点で重要な審判が下されました。一つは岩手の参議院補欠選挙における自民党の大敗北であります。もう一つは売上税反対の国民集会が16万人もの人を集めて東京で開催されたことであります。売上税は大型間接税、中曽根自民党は私たちをだました、これが国民の審判であります。公約違反は許せません。

一昨日、市長は、補足発言として地方6団体が9月10日に政府に対して新しいタイプの間接税が導入される場合には、その一部を地方税とするとともに国税部分には地方交付税の対象税目とすることなどの要望をしていたことを明らかにしましたが、売上税導入、マル優廃止に伴う処置が地方団体のこの要望を入れたものであると強調いたしました。地方6団体のこの要望の立場は、9月の段階で政府に対し事実上売上税導入の先導役を率先して行ったものであり、厳しく批判されるべきであります。

事実、政府が売上税導入を決定して以降、全国の自治体では9月10日の地方6団体の要望の立場とは全く逆に売上税導入反対の決議、意見書が相次いでいます。すでに、全国で1000を超える自治体が売上税反対を決議しています。その自治体の人口は国民の8割にも達しているのであります。

過去のいきさつはどうであれ、政治の原点は主権者たる国民、住民の声に耳を傾けることでなければなりません。売上譲与税の当初予算計上を見送った他市の市長が昨年9月10日の地方6団体の要望の立場にこだわることなく現在の市民の意見に耳を傾けたのは当然であります。いつまでも昨年9月10日の地方6団体の要望書の立場、すなわち売上税導入促進の立場に固執し、現在の市民の声、世論の動向に背を向けるべきではありません。

売上税導入反対、マル優廃止反対で過去のいきがかりはもちろん、政

治的な信条、党派、会派を超えて力を合わせるべきときであります。中曽根内閣の暴走に待ったをかけるべきときではないかと思うわけであります。市民の代表として売上税導入反対、マル優廃止反対を決議し、政府にこの意見書を提出するよう強く求めまして、私の紹介とさせていただきます。

◎副議長（黒川平治君）　説明は終わりました。

委員会付託

◎副議長（黒川平治君）　請願第１号及び請願第２号につきましては、総務委員会に付託いたします。

陳情書の上程

◎副議長（黒川平治君）　日程第４、陳情第１号館山市における文化ホール建設促進に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読を願います。

（書記朗読）

◎副議長（黒川平治君）　朗読は終わりました。

委員会付託

◎副議長（黒川平治君）　本陳情書につきましては、文教民生委員会に付託いたします。

陳情書の上程

◎副議長（黒川平治君）　日程第５、陳情第２号国民の食糧を守り、農業再建を求める陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読を求めます。

（書記朗読）

◎副議長（黒川平治君）　朗読は終わりました。

委員会付託

◎副議長（黒川平治君）　本陳情書につきましては、建設経済委員会に

付託いたします。

延　　会　午前１０時５２分

◎副議長（黒川平治君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（黒川平治君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次会は、明３月１２日午前１０時開会とし、その議事は昭和６２年度各会計予算の審議といたします。

◎本日の会議に付した事件

1　議案第８号乃至議案第１８号

1　請願第１号及び請願第２号

1　陳情第１号及び陳情第２号